

# 平成 2 6 年度愛知県包括外部監査結果報告書（要約）

包括外部監査人 公認会計士 柏 木 勝 広

＜対象事件＞ 情報システムに関する財務事務の執行について

＜選定理由＞ 第五次行革大綱では、「汎用コンピュータの廃止及び情報システムの再構築」が位置づけられており、この着実な実行が課題となっている。地方自治体における人材に限られる中で、県民の利便性向上を図り、効率的・効果的な行政運営を遂行するため、情報システムの利用は必要不可欠なものとされる。一方で、厳しい財政状況の中で情報システム関連の開発及び運用経費の負担を軽減する観点から、効果的な開発や経費の削減が期待されているところである。また、県の情報システムには個人情報などの重要な情報が保有されており、情報セキュリティの徹底が求められているところである。よって、県の情報システムに関する財務事務について、法令等に対する合规性、3E（経済性・効率性・有効性）及び情報セキュリティの観点から幅広く検討することは、県にとって有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

＜指摘・意見＞ ※ 違法又は不適切な疑いがあり、是正措置が必要と考える事項については【指摘】（個別的事項 5 点）、直ちに是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれる事項については【意見】（総括的事項 7 点、個別的事項 27 点）と表記した。なお、本紙では、以下、【指摘】は■、【意見】は▲で記載した。

## 〔外部監査の結果—総括的事項—〕

### ▲ 「IT調達の手引き」の位置づけについて（29～30 頁）

「IT調達の手引き」の記載方法は、県における標準的な手続を定める目的からみて不十分であると考えられるため、IT調達に係る企画段階で考慮すべき要求事項及びテスト工程における具体的な手順を定めることが望ましい。

### ▲ 情報セキュリティポリシーの位置づけについて（30～31 頁）

「愛知県情報セキュリティポリシー」は、その策定にあたり、知事を本部長とする「あいちIT活用推進本部」（現：あいちICT活用推進本部）の本部員会議において決定されたものであるが、平成 24 年 4 月改正時には地域振興部長の決裁により改正されている。情報セキュリティ要求水準を全庁的なものとして決定する観点から、「愛知県情報セキュリティポリシー」の改正についても、本部員会議により決定されることが望ましい。

### ▲ 情報セキュリティに関する報告について（31 頁）

情報セキュリティ管理者は、ポリシー等の遵守状況を定期的に自己点検するものとされるが、情報セキュリティ管理者である各部局の担当課長に代わり主に課長補佐が対応している。最終的に管理者本人へ報告することが望ましい。

### ▲ 情報セキュリティポリシー等に係るPDCAサイクルの構築について（32 頁）

「愛知県情報セキュリティポリシー」に基づき毎年度自己点検が実施されているが、その実効性について課題があると考えられるため、自己点検の項目を吟味するとともにその回答結果をポリシー等の改定へ反映すべく、いわゆるPDCAサイクルの構築を強化することが望ましい。

### ▲ 情報セキュリティに関する研修受講の促進について（33 頁）

「あいちICTアクションプラン 2015」の評価指標とされる「情報化リーダー」を対象とした研修についても、より積極的な受講の促進を図り、情報セキュリティ教育を充実させることが望ましい。

### ▲ 「あいちICT活用推進本部」の積極的な活用について（34～36 頁）

① **本部員会議の定期的な開催** … 本部員会議は、「あいちICT活用推進本部」の中核をなす会議体であり、重要な施策の進行管理及び情報通信社会の進展に伴う課題の把握を行い、発行されるレポートの内容に係る情報共有を行うとともに、有識者会議での検討結果の活用を図るため、定期的な開催を行うことが望ましい。

② **有識者会議の開催結果の公開** … 「あいちICT活用推進本部有識者会議」の会議は公開されるものとされているが、有識者会議の開催結果は平成 20 年度以降分について公開されていないため、有識者会議の開催結果及び議事録を速やかに公表することにより、開かれた行政の実現を促進することが望ましい。

### ▲ ITガバナンス強化のための体制の構築について（36 頁）

ITガバナンスとは、「組織体・共同体がITを導入・活用するに当たり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とするIT活用を実現するメカニズムをその組織の中に確立すること」をいう。ITガバナンスを改善するための方策としては、県において全庁的な情報システムを統括する役割を担う、専門的知見を備えたCIO（最高情報責任者）を設け、そのリーダーシップのもとにITガバナンスを推進するとともに、そのような活動を支える体制及びルールを構築することが考えられる。ITガバナンス強化のための体制の構築により、健全なICT活用基盤を整備し、『「世界と闘える愛知」を支える』との基本目標の実現に寄与するものとする。

## 〔外部監査の結果—個別的事項—〕

### I 情報システムの調達に係る事務手続について

#### ▲契約単位の区分について：図書館システム（40～41 頁）

図書館システム更新では、システム構築部分については総合評価方式による一般競争入札により、パッケージソフトウェアとデータセンター提供については別途最低価格落札方式による一般競争入札によって委託先を決定しているが、調達の競争性や透明性を高め、コスト低減を進める観点からは、パッケージソフトウェアの提供とデータセンターの提供の契約単位を分離する、さらにデータセンター分をハードウェアの提供とハウジングの提供を分離して契約するなどの方法が考えられるため、今後このような件については契約単位の見直しを検討することが望ましい。

### II 情報システムの調達に係る経済性・効率性・有効性について

#### ▲ 情報システム適正化事業支援対象の拡大について（51 頁）

地域振興部情報企画課は、年度ごとに県におけるシステムの改修等の案件を調査し、定量的・定性的観点から評価を行い、情報システム適正化事業の支援対象を選定しており、平成 25 年度においては年間 33 百万円の削減効果を得ており、県の情報システムを経済的に調達・運用する観点から十分な成果を挙げているといえる。県全体の情報システムの適正化につながる取り組みであるため、支援を要するシステムが洩れなく対象に選定されることが望ましい。

### III 情報セキュリティに係る事務手続について

#### ■ 情報資産の管理状況について：庁内クラウド・税務・人事管理総合・図書館・財務システム（65～66 頁）

情報資産管理簿の内容に実態と異なる記載があった。重要性Aの情報資産については定期的に保管状況を確認するとともに、不一致が生じた場合にはその原因を十分に調査し、必要に応じて情報資産管理簿の記載内容を実際の状況に合わせて更新するなどの対応を行うことにより、適切な管理を行う必要がある。

#### ■ ファイルサーバ等に係るパスワードの定期的な変更について（80 頁）

建設部建設企画課が管理する建設部ファイルサーバ及び会計局管理課が管理するファイルサーバへ接続する際に必要なパスワードについて、定期的な変更が実施されていなかった。ファイルサーバ等に係るパスワードについても機密性を高める観点から定期的に変更する必要がある。

#### ■ 管理者権限に係るパスワードの定期的な変更について：人事管理総合・財務システム（84 頁）

「人事管理総合システムに使用される、管理者権限のIDに相当する一部のID」及び「財務システムに係るサーバの管理者ID」に係るパスワードが定期的に変更されていなかった。管理者IDに係るパスワードは定期的に変更する必要がある。

#### ■ 参照ツールに係るユーザー認証について：人事管理総合システム（85 頁）

参照ツール使用時のユーザー認証は、管理者権限のID及びパスワードを参照し自動的に認証される仕組みであるため、参照ツール使用時には、パスワードの入力を行うことなくサーバに接続可能な状況であった。参照ツール使用時のユーザー認証に係るID及びパスワードは記憶させず、毎回入力する必要がある。

#### ■ 業務専用端末に係るパスワードの定期的な変更について：建設行政情報システム（85 頁）

業務専用端末へのログイン時パスワードについて、定期的な変更がなされていなかった。セキュリティ水準を維持するため、適切なパスワード管理を行う必要がある。

**＜対象事件＞** 健康の保持・増進に係る施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について

**＜選定理由＞** 健康の保持・増進に係る施策は、平成25年度予算の「7つの柱」の施策のうち「安心できる健康・医療・福祉社会づくり」の一部に位置づけられており、県では「健康日本21 あいち新計画」を策定するとともに、健康長寿の実現を目指した施策を「あいち健康の森」を拠点として推進している。また、健康対策及び生活衛生対策は、県民の生命及び身体の安心・安全に対する危機管理の役割も担っており、病気の予防の重要性の高まりとともに、その重要性は今後ますます高まっていくものとする。こうした点から、県にとって重要であるとともに、県民の生活に密着し、関心が高い領域であるとする。よって、当該施策の財務事務について、法令等に対する合規性及び3E（経済性・効率性・有効性）の観点から幅広く検討することは、県にとって大きな意義があるとする。監査テーマとして選定した。また、公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団は、健康づくりに関する事業活動を展開していることから、当該団体が実施する事業についても監査対象とした。

**＜指摘・意見＞** ※ 違法又は不適切な疑いがあり、是正措置が必要とする事項については【指摘】（合計5点）、直ちに是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれる事項については【意見】（合計62点）と表記した。なお、本紙では、以下、【指摘】は■、【意見】は▲で記載した。

<p><b>【外部監査の結果】</b></p> <p><b>I あいち健康の森健康科学総合センター（愛称：あいち健康プラザ）</b></p> <p><b>▲ 更新投資需要や費用対効果の検証を踏まえた今後の展開の検討について（131～134 頁）</b></p> <p>あいち健康プラザ関連事業の平成25年度の行政コストは約18億円かかっていると推定される。また、監査人の試算によると、施設を存続させるには今後30年余の間に約400億円の投資が必要になることが見込まれる。このような状況において、県は行政コストに見合った成果を検証することが求められる。今後、中長期的な観点から従来の枠組みにとられない新しいあいち健康プラザのあり方について検討することが求められるものとする。</p> <p><b>▲ 「あいち健康の森」の運営に関する改善提案（134～141 頁）</b></p> <p><b>① あいち健康の森の運営統合機能の発揮について</b> … あいち健康の森には、「健康づくり」「医療」「福祉」の専門施設が集積しており、部分的に連携が図られているが、これらをコーディネートしてここでしかできないような独自性の強い施策は生み出されていない。その要因のひとつとして、これら専門施設を統括する機能がないことが挙げられ、運営統合機能を発揮させるための体制づくりが必要と考えられる。</p> <p><b>② 「あいち健康の森マネージャー（仮称）」の設置について</b> … あいち健康の森における健康増進施策等の推進において、全体の実務面について高度な識見を有し、各施設主体と円滑に意見交換を行いつつ、これらに明確な方向性を与える役割を担う、いわば「あいち健康の森マネージャー（仮称）」の設置について検討することが望まれる。</p> <p><b>③ 健康増進につながる生活習慣を体感・学習するための宿泊型プランの開発</b> … 健康の増進につながるような生活習慣を日常生活の各シーンにおいて体感・学習できるようなメニューをパッケージ化した宿泊型健康づくりサービスの提供が、当該施設の本来のあるべき姿であり、このようなサービスを提供するためには、ツアーコンダクターのような役割を担う担当者の設置が重要になるものとする。</p> <p><b>④ あいち健康プラザとあいち健康の森薬草園との連携について</b> … 薬草に関する知識から実体験、薬膳料理まで、総合的なサービスを提供するために、あいち健康プラザとの連携について検討することが望ましい。</p> <p><b>⑤ ウェルネスパレー構想との連携について</b> … 県の健康長寿産業振興事業では、医療機器分野あるいは生活支援ロボット等福祉用具分野を営む企業に対して、参入の検討から事業化までの支援を実施しているため、健康科学館において、当該支援を受けた医療機器あるいは福祉用具メーカー等から提供された製品の展示、さらには当該製品の利用方法を実演してもらうことが考えられる。</p> <p><b>⑥ あいち健康の森全体でのイベントの開催について</b> … あいち健康の森全体を知ってもらえるようなイベントの開催も必要であり、エリア全体を回るウォーキングイベント、例えば、鉄道会社が開催するウォーキングイベントとタイアップして、駅を起終点としたコースを設定することが考えられ、なおかつコースを常設とすれば、県民がいつでも気軽に参加することが可能となる。</p> <p><b>■ 健康宿泊館の利用料の運用について（150～152 頁）</b></p> <p>正規の宿泊料金については、センター条例の定めに従って、許容範囲内の料金設定で運用されているが、ある時期のスイートルームについては、期間限定プランとして、指定管理者が販売促進費として負担する形で、正規料金から50%値引いた宿泊料金での提供を行っており、センター条例の許容する利用料金の範囲外での運用となっている。値引施策について慎重に検討する必要がある。</p>	<p><b>II 公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団（Iに係るものを除く）</b></p> <p><b>▲ 契約単位の見直しについて（170～171 頁）</b></p> <p>医療・検査機器保守点検の委託業務については、検査機器別の予定価格が200万円未満であるため、随意契約の方法により契約を締結しているが、業務の内容及び契約期間が同一であることから、機器ごとの区分でなく一括委託を行うことが合理的である。今後はこのような件については契約単位を見直し、一括委託を行うことが望ましい。</p> <p><b>III 保健所</b></p> <p><b>■ 監視・指導結果報告書への記載漏れについて（198 頁）</b></p> <p>西尾保健所における平成25年度の環境衛生の報告書において、理美容所の指導件数が記載から漏れており、その件数自体を把握していなかった。</p> <p><b>■ GLP「試薬管理記録表」払出記録の漏れについて（203～204 頁）</b></p> <p>一宮保健所及び衣浦東部保健所において、「毒物・劇物等台帳」及びGLP「試薬管理記録表」と現物の照合を行ったところ、GLP「試薬管理記録表」の払出記録について記載漏れがあった。</p> <p><b>IV 衛生研究所</b></p> <p><b>■ 劇物受払簿の記録漏れについて（222～223 頁）</b></p> <p><b>① 受入時の記録漏れ[生活科学研究室]</b> … 2種類の劇物が普通薬として扱われており、鍵付きの棚に保管されてはいたものの、受払簿による管理がなされていなかった。薬品の受入時に劇物として受払簿に記録されなかったことに起因するものと考えられる。受入時の受払簿への記録を徹底するとともに、定期的に薬品棚の点検を実施し、受払簿に記録のない毒物劇物がないか確認する必要がある。</p> <p><b>② 払出時の記録漏れ[医薬食品研究室]</b> … 1種類の劇物について、払出時の記録・確認漏れ及び受払簿と実数の不一致が発見された。払出時の受払簿への記録及び確認を徹底するとともに、正確な現物確認を実施する必要がある。</p> <p><b>V 動物保護管理センター</b></p> <p><b>■ 特定動物のマイクロチップ埋め込み延期証明書の失効について（232 頁）</b></p> <p>特定動物（ワニガメ）について、マイクロチップの埋め込み延期有効期間経過後も埋め込みがなされないまま1年余りが経過していた案件があった。特定動物による人への危害防止の観点から、埋め込み延期証明書の有効期限については当機関において事前の周知・指導によりルールを徹底することが必要である。</p> <p><b>VI 本庁における事業</b></p> <p><b>▲ 保健所における手数料徴収について（258～259 頁）</b></p> <p>保健所手数料徴収要領では、「定期的に検査依頼等の見込まれる団体」の手数料徴収について、現金による取扱いをしないことができることと定めており、収入未済の発生する恐れのないことを審査項目としているが、その具体的・客観的指標を示しておらず、また、民間団体に係る債権回収のリスクについては、専門家でもその判断が難しいため、後払について民間団体には認めないとするを検討されたい。</p> <p><b>▲ 衛生研究所における試験検査手数料の徴収について（259～260 頁）</b></p> <p>衛生研究所では、試験検査手数料の徴収事務について、民間団体に対して納入通知書による後払を例外的に認めているが、前払によることが望まれ、そのような要領の整備を検討されたい。</p>
--	--